

マイナンバーカード 代理受取の際の必要書類

代理受取の場合、事前に申請者様がお持ちの本人確認書類などをお伺いし、確実な必要書類のご案内をしています。代理受取をご希望の際は、事前に市民部戸籍住民異動室へご相談ください。

申請者本人：要介護・要支援認定を受けている方の場合

(※申請者本人が15歳未満、または成年被後見人の場合、【申請者：15歳未満または成年被後見人の場合】をご確認ください)

窓口に来る方：任意代理人

必要書類	詳細
交付通知書 (はがき)	<ul style="list-style-type: none">■交付通知書がない場合、任意代理人によるマイナンバーカードの受取はできません。お手元がない場合、必ず市民部戸籍住民異動室に再発行を申し出、再発行を受けてから受取手続きをお願いします。■交付通知書裏面の回答書欄、委任状欄をご記入の上、窓口にお持ちください。【別紙：書き方見本を参照】■暗証番号欄には必ず目隠しシールを貼付してください。
申請者本人の本人確認書類 (顔写真付きが必須)	<ul style="list-style-type: none">■別紙「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください。<ul style="list-style-type: none">①、②、③、④のいずれかの書類をお持ちください。① (合計2点) A書類2点② (合計2点) A書類1点とB書類1点③ (合計3点) B書類のうち顔写真付きのもの1点 + B書類のうち顔写真付きでないもの2点④ (合計3点) B書類のうち顔写真付きでないもの2点 + 次の顔写真証明書1点【顔写真証明書】<ul style="list-style-type: none">・申請者本人が在宅で指定居宅介護支援事業者から保健医療・福祉サービスを受けている場合 …所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員(ケアマネージャー)が所属する指定居宅介護支援事業者の長の署名または記名・押印を受けることで作成
代理人の本人確認書類 (顔写真付きが必須)	<ul style="list-style-type: none">■別紙「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください。<ul style="list-style-type: none">①、②のいずれかの書類をお持ちください。① (合計2点) A書類2点② (合計2点) A書類1点とB書類1点※A書類の顔写真付き本人確認書類をお持ちでない、代理人にはなりません。
申請者本人が来庁できないことを証明する書類	<p>次のいずれか1点をお持ちください。</p> <ul style="list-style-type: none">■介護保険被保険者証、認定結果通知書、居宅介護支援を行う介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が作成した顔写真証明書
(お持ちの方のみ) ・通知カード ・住民基本台帳カード ・古いマイナンバーカード	<ul style="list-style-type: none">■通知カードをお持ちでない場合も受取は可能ですが、紛失届を記入いただきます。(初回交付時)■住民基本台帳カードはマイナンバーカードと交換で市が回収します。■マイナンバーカードを再交付申請された方で、旧カードの返納がまだの場合は、マイナンバーカードをご持参ください。ご持参されない場合、再交付手数料が有料となる場合がございます。

別紙 本人確認書類一覧



本人確認書類は、有効期間内の原本(コピー不可)をお持ちください。

A書類	B書類
<p>次のうち、顔写真付きのものに限ります。</p> <ul style="list-style-type: none">■ マイナンバーカード■ 運転免許証■ 運転経歴証明書 (交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります)■ パスポート (住民票に記載されている氏名の記載があるもの)■ 住民基本台帳カード■ 身体障害者手帳■ 精神障害者保健福祉手帳■ 療育手帳■ 在留カード■ 特別永住者証明書 <p>○更新等の新しいマイナンバーカードの受取において、交付申請者との同一性の確認など、本人確認ができる場合は、有効期限切れの古いマイナンバーカードもA書類として使用することができます。</p> <p>○A書類として使用できるのは、上記の書類のみです。</p>	<p>住民票に記載されている「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類に限ります。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 健康保険証■ 介護保険証■ 後期高齢者医療被保険者証■ 年金手帳■ 基礎年金番号通知書■ 生活保護受給者証■ 児童扶養手当証書■ 特別児童扶養手当証書■ 自立支援医療受給者証■ 社員証■ 学生証■ 子どもの医療証■ 医療受給者証 <p>※デジタル学生証などは、本人確認書類としてお使いいただけません。</p>

代理受取の場合、事前に申請者様がお持ちの本人確認書類などをお伺いし、確実な必要書類のご案内をしています。

代理受取をご希望の際は、事前に市民部戸籍住民異動室へご相談ください。

